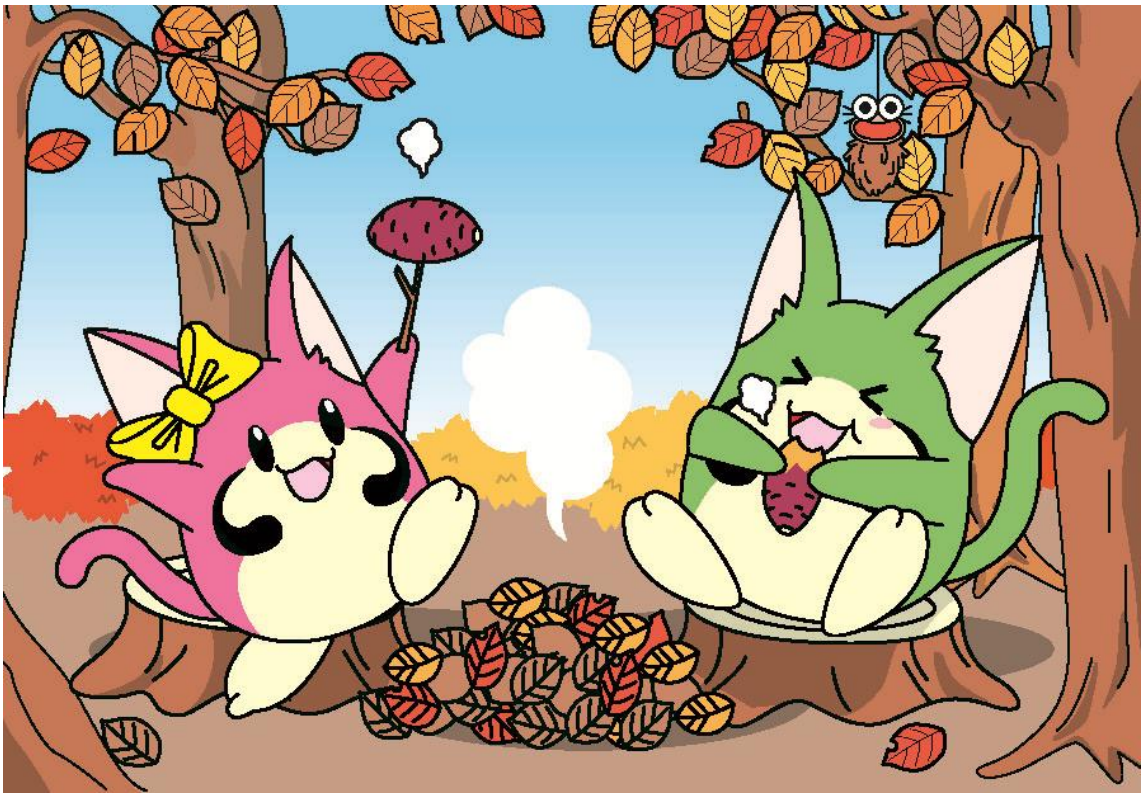
令和９（2027）年度
保育施設入園のしおり



高　根　沢　町

（令和８（2026）年 11 月版）

高根沢町に居住し、児童が保育を必要とすることが基本的要件となります。

※町外の保育施設を希望する場合は申込方法が異なりますので高根沢町こどもみらい課までお問い合わせください。
また、町外に居住し、特別な事情により高根沢の保育施設を希望する場合は、申込先は居住市町村になります。お住まいの市町村の保育担当課にお問い合わせください。

目　次

ページ

（１）　教育・保育施設等について　・・・・・・・・・・・・・・・　１

（２）　教育・保育認定について　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

（３）　保育施設入園申込について　・・・・・・・・・・・・・・・　４

（４）　入園までの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

（５）　高根沢町の保育施設等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（６）　特別保育について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

（７）　保育施設に入園していない方も利用できるサービス・・　１０

（８）　保育料について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

（９）　入園後の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

（10）　施設利用申込書（様式）記入例・記入上の注意・・・　１６

（11）　就労証明書　（様式）　・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

（12）保育施設入園申込に関する調査票　（様式）　・・・・・　２２

（13）保育施設入所までの事前準備について　・・・・・・・・　２４

（14）入園実施基準・調整指数・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

（１）教育・保育施設等について

教育・保育施設とは、「幼稚園」「認定こども園」「保育所」「地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）」のことです。

高根沢町では、以下の②～④の施設が開設されています。



① 幼稚園　対象：３～５歳

満３歳から小学校就学前までのお子さまが、さまざまな遊びを通した教育を受け、小学校以降の教育の基盤を培うことができる子どもが出会う一番初めの学校です。

お昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施します。

② 認定こども園　対象：０～５歳（保育園児）/３～５歳（幼稚園児）

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設で、学校教育・保育を一緒に受けることができます。

認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４つの類型があります。

また、子育て相談や親子の交流の場を提供します。

③ 保育園　対象：０～５歳

保育園は、保護者が仕事、病気、出産などの理由により、児童の保育を必要とする場合に、０歳から小学校入学前までの乳幼児を対象に、保護者に代わって保育を行い、子どもの健やかな発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。

④ 小規模保育施設　対象：０～２歳

０歳～２歳児までを対象にした、地域における多様な保育ニーズに対応するための事業です。

家庭的保育に近い環境の下で、少人数（６～19 人）での保育を行います。

３歳児（年少）クラスからは、別の保育施設や幼稚園等に通うことになります。

◎全国の教育・保育施設検索サイト（ここ de サーチ）

知りたい地域の保育園や認定こども園、幼稚園などの情報を、暮らしている地域や最寄りの駅などから検索することができます。施設について地図情報と合わせて閲覧できます。

ここ de サーチ

（２）教育・保育認定について

保育を希望される場合、利用のために**「支給認定（保育の必要性の認定）」**を**２号認定**もしくは**３号認定**で受けていただく必要があります（申込みと同時に支給認定を受けることができます。）。利用する施設は、利用者の希望に基づき、希望施設の利用状況などから町が調整を行います。

なお、「入園保留」を目的とした利用申込みは受付できません。

- ✧ **１号認定**…満３歳以上で、教育を希望する場合
- ✧ **２号認定**…満３歳以上で、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする場合
- ✧ **３号認定**…満３歳未満で、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする場合

あなたの認定区分と利用可能な施設を確認してみましょう！



◎ 保育を必要とする事由

支給認定を受ける場合、以下のいずれかの事由に該当することが必要です。

保育が必要な事由		認定の有効期間	必要な証明書等	「標準時間」利用	「短時間」利用
(1)就労等	日中のほとんどの時間、家庭外・家庭内で仕事（日常の家事を除く）をするため **※平日週３日以上で１ヶ月 48 時間以上の労働（休憩時間を除く）**	原則３年間	就労証明書 （３か月以内に証明されたもの）	月 120 時間以上の労働	月 48 時間以上 120 時間未満の労働
(2)妊娠出産	出産の前後のため	出産予定月の前月から４か月間	出産予定日の分かるもの （妊娠届の写し・母子手帳の写し等）	○	―
(3)疾病障害	病気、負傷、心身の障害のため	原則３年間	障害者手帳の写しまたは診断書等	○	―
(4)介護等	家庭に介護が必要な高齢者や障害者、病気により長期療養が必要な者がおり、日中のほとんどに介護・看病が必要なため	原則３年間	障害者手帳の写しまたは診断書等 （介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書の写し等）	○	―
(5)災害復旧	火災、風水害、地震などの被害により、その復旧の間のため	原則３年間	罹災証明書	○	―
(6)求職活動	日中のほとんどの時間、求職活動（起業準備を含む）に専念するため	認定から 90 日を経過する日が属する月の末日まで	申出書（町様式）及び求職活動を証明する公的な書類（ハローワークの求職カード等）	―	○
(7)就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため	原則３年間	在学証明書等	○	―
(8)虐待やＤＶのおそれ	児童虐待やＤＶ（配偶者からの暴力）のおそれがあり、家庭への支援が必要なため	原則３年間	※町こどもみらい課にご相談ください	○	―
(9)育休取得中で保育利用中の子ども	**育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がおり、継続して保育が必要なため** **※新規入園にこの要件は適用されません**	育休取得の要件となった子（下の子）が満１歳に到達する年度末まで	就労証明書 ※証明書内 No.9，11，15，16 の項目に記載のあるもの	―	○

・なお、いずれの事由においても、保育が必要な事由が解消された時点で有効期間終了となります。
・保育標準時間と保育短時間の預かり時間や保育料の違いについては、P.7、P.13 をご覧ください。
・120 時間未満の労働時間で保育短時間の認定となる場合でも、勤務形態や通勤時間等により保育標準時間に認定できる場合もありますので申出ください。

◎ 利用可能な教育・保育時間

２･３号認定(保育認定)で就労等を理由とする利用の場合、「保育の必要性」に応じ、施設の利用可能な保育時間が下記のとおり区分されます。

１号	**教育標準時間**	４時間程度
２号 ・ ３号	**保育標準時間**	最長１１時間 ※月に１２０時間以上就労等の場合等
	保育短時間	最長８時間 ※月に４８時間以上１２０時間未満就労等の場合等

※ 利用可能な時間は、各保育施設の開所している時間の範囲内になります。

（３）保育施設入園申込について

希望する認定区分によって受付（申込）先が異なります。

幼稚園・認定こども園の教育（１号）認定の場合

各施設で受付しています。受付時期や必要書類についても各施設にお問い合わせください。

※　町外施設を希望する場合で、申請書類が必要な場合はこどもみらい課までご連絡ください。
※　新２号認定（保育の必要性）を受ける場合は、内定後に別途申請が必要です。施設によっては、書類を取りまとめている場合もありますのでご確認ください。

保育所・認定こども園・小規模保育施設の保育（２・３号）認定の場合

高根沢町こどもみらい課で受付しています。

入園希望月により申込時期が異なります。

① 新年度（４月～６月）入園　：前年度 11 月に受付
② 途中　（７月～３月）入園　：入園希望月の３ヶ月前から入園希望前月１０日まで受付
③ 育児休業明けの先行受付入園：前年度３月に受付（空き状況等により実施の可否が異なります。詳しくはP.6「育児休業明け先行予約受付」をご覧ください。）

◎　**入園申込書類**

【全員必要な書類】

①支給認定申請書兼施設利用申込書
入園を希望するお子さん１人につき１枚必要です。
また、入園後に保育標準時間、保育短時間の変更がある時は改めて提出してください。
提出した翌月から変更になります。

※次の条件に当てはまる場合は、保護者のマイナンバーを必ずご持参ください。
◆単身赴任等により、別居しており町外に住民票がある方
◆転入予定のため、申込時点で高根沢町に住民票がない方

②家庭で保育ができない事由を証明する書類（父母それぞれの分が必要です。）
事由によって必要な証明書等が異なります。詳しくは、P.3「保育を必要とする事由」をご覧ください。入園後も定期的に調査しますが、証明書等の内容が変更になった場合には、その都度提出してください。原則として**３か月以内に証明されたもの**が必要です。

③入園申込に関する児童の健康調査票

★各様式は、町こどもみらい課、および各保育施設で配布のほか、
町ホームページからダウンロードできます。

町ホームページからダウンロードする場合はこちら

※入園後に家庭状況に変更（婚姻・離婚・転居・出生・死亡等）があった場合は、「家庭状況変更届」を提出してください。（用紙はこどもみらい課および各保育施設にあります）

（４）入園までの流れ

◎ **保育施設の見学**

保育施設は、それぞれの保育目標・保育方針に基づいて運営していますので、保育内容にも特色があります。基本的に年度途中での転園はできませんので、**なるべく複数の保育施設を見学のうえ、**事前に第３希望まで検討のうえお申し込みください。見学を希望する方は、**各保育施設に直接**お問い合わせください。

入園の受付

受付場所は、**こどもみらい課**です。

混雑防止のため、一次受付は事前に来庁予約が必要です。

新年度入園（４～６月）の受付時期

毎年１１月（土日・祝日を除く）に一斉に受付を行います。
詳細は町ホームページでお知らせします。（一次受付）
※求職活動を理由とした新年度の申込みをする場合は、４月入園のみ受付となります。
※１２月以降も随時受付しています。（二次受付～）

年度途中入園（７～３月）の受付時期

入園希望月の３ヶ月前から入園希望前月１０日まで受付けます。
（例）９月入園希望の場合は 6/1～8/10 が受付期間です。

利用調整

P.25 の入園実施基準・調整指数に従い、町が入園者の審査（利用調整）を行います（申込順ではありません）。

入園の内定

新年度入園の場合

１月下旬～２月上旬に「入園内定通知書」及び「支給認定証」を送付します。

年度途中入園の場合

毎月２０日頃に連絡します。
（例）１０月入園の場合、9/20 頃に通知されます。
なお、受入可能枠を超えてしまい、希望する月に入園できなかった場合には、そのまま空き待ちとなります。

面　接

内定した保育施設から直接連絡がありますので、お子さんと一緒に面接を行ってください。

入園の決定

保育料の算定が済み次第、「入園承諾通知書」を送付します（**３月下旬予定**）。
※確定申告や年末調整が済んでいない方は保育料の算定ができませんので速やかに申告をしてください。未申告（所得が不明）の場合は、最高段階の保育料となります。
※基準日（１月１日）に高根沢町に住所が無い方は保育料を算定するためにマイナンバーの記入が必要です。詳しくは P.4「入園申込書類」をご覧ください。
※保育料等に関する大切なご案内もあわせて送付しますので、ご確認ください。

入　園

入園日は月の初日になります。お子さんがスムーズに集団生活に入れるように、**ならし保育を行います**ので、ご協力をお願いします。
※ならし保育…短い時間から保育を始め、徐々に時間を長くしていきます。
ならし保育期間は個人によって長さが異なります。（目安：２週間）

◎ 育児休業明けの先行予約受付について

町では、4～6 月入園（11 月の一斉受付）の審査終了後に空きがあり、かつ施設での受入が可能である場合について、育児休業明けに入園する保育施設の事前申込を受け付けています。

申込み条件	通常の入園要件を満たした上で、次の要件もすべて満たす場合 **〇父母ともに、居宅外で月２０日以上かつ日中７時間以上勤務している被雇用者であること** **〇労働基準法や育児休業法など、法令に基づく産後休業や育児休業を取得し、子が１歳になる日以降の復職であること（出生日、産後休業、育児休業合わせて１年以上の期間があること）** **〇就労証明書の記載条件で復職すること（転職不可）**
受付期間	入園希望年度の前年度３月１日～３月３１日（土・日・祝日を除く）
注意事項	・必ず希望の保育施設に入園できるものではありません。 ・保育士の配置や施設状況により、受入ができない場合があります。 ・保留（待機）となった場合は、途中入園受付の申込が必要です。 ・町外の保育施設を予約することはできません。

◎ マイナポータルでの申込みについて

マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータル」というオンラインサービスの「保育施設等の利用申込」から申込みができます。利用するには、マイナンバーカードのほか、スマートフォンまたはパソコンが必要です。

（5）高根沢町の保育施設等

各保育施設の概要は町ホームページをご覧ください。

⑤ 町内の保育施設等一覧

施設名		住所	電話番号	定員
公立	にじいろ保育園	高根沢町大字太田 ６２５番地３	028-676-1945	１００名
公立	のびのび保育園 ※令和８年４月～休園	高根沢町大字上高根沢 ２１８０番地	-	８２名
私立	ひまわり保育園	高根沢町大字飯室 ５００番地	028-676-0123	１２０名
私立	こばと保育園	高根沢町大字宝積寺 ２４００番地１	028-675-3315	１５０名
私立	空と大地保育園	高根沢町大字石末 ６７３番地１	028-666-7607	１０５名
私立	たから保育園 （認定こども園）	高根沢町光陽台 二丁目５３番地１	028-675-0613	２００名
私立	陽だまり保育園 （認定こども園）	高根沢町大字宝積寺 ２０６２番地１	028-678-9717	１０５名
私立	たかねざわ幼稚園 （認定こども園）	高根沢町光陽台 四丁目 11 番地５	028-675-4475	２２３名
私立	ゆうゆうランド高根沢園 （小規模保育施設）	高根沢町光陽台 六丁目８番地１２	028-611-1250	１２名
私立	あいランド保育園 （小規模保育施設）	高根沢町大字宝積寺 ２２８８番地１	028-611-1218	１２名
私立	おとぎのおうち保育園 （小規模保育施設）	高根沢町宝石台 三丁目６番地８	028-680-5772	１５名

（6）特別保育について

各園で保育目標や特色が異なるので、
事前の見学をオススメします！

		乳児保育	障害児保育	延長保育	休日保育	病児保育（体調不良児対応型）	病児保育（病後児保育）	一時保育
保育園	にじいろ保育園	２ヶ月～	○	～19：00				○
	のびのび保育園（R8 休園）	-	-	-	-	-	-	-
	ひまわり保育園	２ヶ月～	○	～20：00		○		
	こばと保育園	２ヶ月～	○	～19：00		○	○	○
	空と大地保育園	２ヶ月～	○	～19：00		○		
こども園	たから保育園	２ヶ月～	○	～19：00	○	○		
	陽だまり保育園	２ヶ月～	○	～20：00		○		
	たかねざわ幼稚園	５ヶ月～	○	～19：15		○		
小規模	ゆうゆうランド高根沢園	２ヶ月～		～19：00				○
	あいランド保育園	２ヶ月～		～19：00				○
	おとぎのおうち保育園	２ヶ月～		～19：00				○

◆乳児保育

施設により生後２ヶ月または５ヶ月からのお子さんをお預かりしています。

◆障害児保育

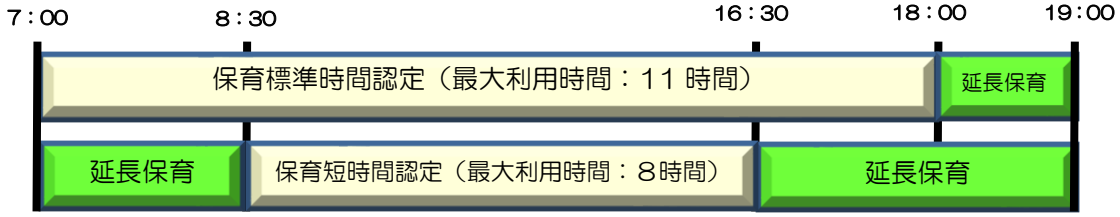
町では、障害のある児童も一緒に生活しています。
入園については、こどもみらい課にご相談下さい。

※医師の診断書が出ている方や、専門機関を利用中の方は保育士の配置を検討しますので、入園申込時に必ずお知らせください。

◆延長保育

保護者の就労条件などを考慮し、すべての保育施設で保育時間の延長を行っています。
保育標準時間の利用者は施設が定める 11 時間を超えて利用する時間、保育短時間の利用者は施設が定める８時間を超えて利用する時間が延長保育時間となります。

（例）施設により開園時間が異なります。



区分	主な時間帯	料金	備考
保育短時間認定のみ	7:00～8:30	1 時間半 300 円	
	16:30～18:00	1 時間半 300 円	
短・標準共通	18:00～19:00	1 時間 300 円	
	19:00～20:00	30 分につき 300 円	ひまわり・陽だまり保育園のみ実施

※施設により利用可能な時間帯及び料金は異なります。

※公立園の延長保育の限度額は月額 4,000 円です。私立園の限度額については各園にご確認ください。
延長保育料は**有料**です。無償化の対象ではありません。

◆休日保育

年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く日曜・祝日に、就業等の理由で家庭保育が困難となる場合に、お子さんをお預かりします。

対象者	町内在住で、保育施設に入園している児童 （たから保育園以外の保育園に入園していても利用できます）
実施保育園	認定こども園　たから保育園
実施時間	８：００～１８：００
利用料金	無料
申込み方法	事前に入園している保育施設に登録をしてください。 利用する１週間前までに、申請書を直接たから保育園に提出してください。

◆病児保育事業（体調不良児対応型）

保育中に急に体調が悪くなったお子さんに対し、保護者が迎えに来る間、専用の部屋で看護師等が看護します。（既に病気のお子さんをお預かりするものではありません）

【実施保育施設】

ひまわり保育園・こばと保育園・空と大地保育園・たから保育園・陽だまり保育園・たかねざわ幼稚園



◆病児保育事業（病児・病後児保育）

病児保育とは・・・「病気の回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合で、家庭で保育を行うことが困難な児童に対して専用の部屋・施設で行う保育です。

病後児保育とは・・「病気の回復期」であり、かつ、集団保育が困難な場合で、家庭で保育を行うことが困難な児童に対して専用の部屋・施設で行う保育です。

申込には、かかりつけの医師が病児・病後児保育が適当であると認めた書類が必要です。

＜町内施設＞

◇こばと保育園（病後児保育）

（住所：高根沢町大字宝積寺 2400 番地１　　℡：028-675-3315）

対象者	町内在住の小学６年生以下で保育を必要とする児童
実施時間	月曜から金曜８：００～１８：００ 土曜８：００～１３：００ （１回の申込みにつき７日を限度とします）
利用料金	１時間３００円 ※利用料は直接保育園にお支払いいただきます ※生活保護世帯及び町民税非課税世帯の方は無料です
申込方法	1.事前に施設に電話予約してください。 2.かかりつけ医に受診し、「診療情報提供書」（有料）の提供を受け、「利用申請書」とともに利用当日施設にお持ちください。

＜町外施設＞

◇社会福祉法人アップル　ぴっころ保育園（病後児保育）

（住所：矢板市富田 530-4　　℡：0287-43-0266）

対象者	町内在住の小学６年生以下で保育を必要とする児童
実施時間	月曜から土曜７：００～１８：００ （１回の申込みにつき７日を限度とします）
利用料金	１日1,000円 ※利用料は直接保育園にお支払いいただきます ※生活保護世帯及び町民税非課税世帯の方は無料です
申込方法	1.事前に矢板市（℡0287-44-3600）または施設に電話予約をしてください。 2.かかりつけ医に受診し、「現症連絡票」を記入してもらい、「申請書」、「同意書」とともに利用前日までに施設にお持ちください。

◇済生会宇都宮病院西側　病児保育施設 おはなほいくえん（病児・病後児保育）

（住所：宇都宮市竹林町 941-3　　℡：028-678-9600）

対象者	町内在住の小学６年生以下で保育を必要とする児童
実施時間	月曜から金曜８：００～１８：００ 土曜日８：００～１８：００（第二・第四土曜日は休み） （１回の申込みにつき７日を限度とします）
利用料金	１日2,500円 ※利用料は直接保育園にお支払いいただきます ※生活保護世帯及び町民税非課税世帯の方は無料です
申込方法	1.事前に施設に電話予約をしてください。 2.かかりつけ医に受診し、「利用連絡書」（有料）の提供を受け、「利用申請書」とともに利用当日施設にお持ちください。

◇那須南病院　病児保育所（病児・病後児保育）

（住所：那須烏山市中央 3-2-13　　℡：0287-84-3911）

対象者	町内在住の生後10ヶ月～小学６年生以下で保育を必要とする児童
実施時間	月曜から金曜８：００～１８：００ （１回の申込みにつき７日を限度とします）
利用料金	１日2,000円 ※利用料は直接保育園にお支払いいただきます ※生活保護世帯及び町民税非課税世帯の方は無料です
申込方法	1.「利用登録書」を那須南病院、那須烏山市こども課、高根沢町こどもみらい課のいずれかに提出してください。 2.事前に施設に仮予約の電話をしてください。 3.かかりつけ医に受診し、「診療情報提供書（利用連絡票）」の提供を受け、利用前日までに施設に本予約の電話をしてください。 4.「利用申請書」と「診療情報提供書（利用連絡票）」を利用当日施設にお持ちください。

（７）保育施設に入園していない方も利用できるサービス

◆一時保育

急にお子さんを預ける必要ができたときに、一時的にお子さんをお預かりします。

【対象者】

町内在住で、保育施設に入園していない小学校入学前の児童
※おときのおうち保育園は２歳児クラスの児童まで

【実施施設一覧】

	施設名	対象月齢	実施時間
公立	にじいろ保育園	生後２ヶ月～	８：００～１６：００ （特に必要と認められる場合には１８：００まで）
私立	こばと保育園	生後６ヶ月～	８：００～１６：００
	ゆうゆうランド高根沢園	生後６ヶ月～	８：３０～１７：００　（延長なし）
	あいランド保育園	生後６ヶ月～	８：３０～１７：００　（延長なし）
	おときのおうち保育園	生後６ヶ月～	８：００～１７：００　（延長なし）

【保育期間】

一度の申込みで利用できる期間は理由により異なります。

① 労働、職業訓練、就学等で、断続的に保育を必要とする場合（６ヶ月以内）

② 傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、社会的理由により預かる場合（２週間以内）

③ リフレッシュ等、私的な理由により預かる場合（１週間以内）

【利用料金】

料金は施設によって異なりますので、詳しくは各施設にご確認ください。

公立園の場合、下記の料金となります。
＜３歳未満＞　１人あたり　４時間以上：２，０００円、４時間未満：１，０００円
＜３歳以上＞　１人あたり　４時間以上：１，０００円、４時間未満：　５００円

【申込み方法】

各保育施設に直接申込んでください。各施設の連絡先はP6をご参照ください。
（子どもと一緒に説明を受ける→申込書を保育施設に提出→前日までに利用日を予約）

こども誰でも通園制度

◆乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

この制度は、満３歳未満で保育所等に通っていないお子さんが、保護者が働いていなくても、月に決まった時間まで保育園に通える仕組みです。

保育施設等に通っていないお子さんが、家庭以外の場所で、同年代の子どもたちと一緒に遊んだり学んだりすることで、家庭ではできない新しい経験ができます。

実施保育園	にじいろ保育園
対象者	保育施設等に入園していない０歳６か月から満３歳未満（誕生日２日前）の児童
利用時間	月１０時間まで ※１日１時間単位から利用可能ですが、４時間以上利用する場合は一時保育を利用していただきます。
実施時間	９：００～１２：００　／　１３：００～１６：００
利用料金	１人１時間３００円
申込み方法	「**こども誰でも通園制度総合支援システム**」からオンライン申請してください。 （１）利用申請 （２）利用認定・ID発行 （３）利用登録 （４）初回面談予約・初回面談 （５）利用予約 （６）利用

詳細は町ホームページをご覧ください。

「こども誰でも通園制度総合支援システム」はこちら
（オンライン申請が必要です。）



◆子育て支援センター　れんげそう　（にじいろ保育園内）

イベントや子育て情報の提供、子育てに関する相談等の活動を行っております。

活動時間	月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く） 9:00～17:00 ※にじいろ保育園の保育日時とは異なりますので、ご注意ください。
利用方法	開園時間内に、いつでもご来訪ください。 ※一部事前予約が必要なイベントや事業等があります。詳しい日程等については、子育て支援センター「れんげそう」に直接お問い合わせください。（℡：028－676－1955）

子育て支援センターは、にじいろ保育園のほか、次の施設にもあります。活動時間やイベントの内容等がそれぞれ違いますので、ご自身の子育てスタイルに合わせてご利用ください。

施　設　名	住　　所	電話番号	活動時間
児童館みんなのひろば （ぴよぴよ）	高根沢町大字宝積寺1145番地1	028－680－1311	毎日（年末年始除く） 9:00～18:00
児童館きのこのもり （にぎにぎ）	高根沢町大字石末2247番地2	028－675－2150	毎日（年末年始除く） 9:00～18:00
屋外型子育て支援拠点 ひなたぼっこ（陽だまり保育園）	高根沢町大字宝積寺2062番地1	028－678－9717	月～金曜日（年末年始除く） 9:30～15:00
たから子育て支援センター ぽっかぽか（たから保育園）	高根沢町光陽台二丁目53番地1	070－1438－7003	毎日（土日祝日除く） 9:00～16:00

◆ファミリーサポートセンター（にじいろ保育園・子育て支援センターれんげそう内）

子育ての手助けをしてほしい人と子育てのお手伝いをしたい人、そんな気持ちを持った方が会員になり、お互い助けたり助けられたりして子育ての相互支援を行っています。

℡：０２８－６７６－１９５５（月～金　９：００～１７：００）

対象者	利用会員：生後６ヶ月以上小学校６年生以下の子どもの保護者 提供会員：心身共に健康で、積極的に支援活動ができる２０歳以上の者
支援内容	・保育施設等（保育園・幼稚園・学童保育所・小学校その他これらに類する施設）まで子どもの送迎を行う事 ・保育施設等の開始時刻までまたは終了時間後に子どもを預かる事 ・保護者が病気の時に子どもを預かる事
料金	・月曜日～金曜日の午前７時～午後７時まで…1時間あたり６００円 ・土曜日・日曜日・祝日・上記以外の時間　…１時間あたり７００円 ・複数の子どもを預ける場合…二人目以降は半額
申し込み方法	会員登録後、利用希望日の２ヶ月前～５日前までにセンターに直接電話申し込みをしてください

◆NIKO♡NIKO 子育て相談室（保健センター内）

助産師や保健師が妊娠期から子育て期におけるさまざまな相談に対応します。

事前の予約が必要です。

℡：０２８－６７５－４５５９（月～金　８：３０～１７：１５）

※保健センターは図書館中央館(宝積寺 1220 番地 2)内に移転しました。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

（８）保育料・給食費について

◆保育料基準額

保育料は、保護者の市町村民税課税額と児童の年齢によって、基準額表のとおり算定されます。

階層区分	定　　義	保育料（月額）	
		３歳未満児クラス	
		保育標準時間	保育短時間
第１	生活保護世帯	0	0
第２	市町村民税非課税世帯	0	0
第３	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	8,000	7,800
第４	市町村民税所得割合算額 48,600円以上97,000円未満	15,000	14,700
第５	市町村民税所得割合算額 97,000円以上169,000円未満	29,200	28,700
第６	市町村民税所得割合算額 169,000円以上301,000円未満	39,500	38,800
第７	市町村民税所得割合算額 301,000円以上	44,600	43,800

注１）　保育料の年齢区分は、年度の初日（４月１日時点）の年齢で決まります。
年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中の保育料は変わりません。

注２）　４月～８月分の保育料は前年度の、９月～翌年３月分の保育料は当年度の**市町村民税所得割額**（父母の額を合算）をもとに決定します。未申告（所得が不明）の場合は、最高段階になります。

注３）　父母の収入額が低く、生計同一者(祖父母等)に収入があるような場合には、その者を家計の主宰者とみなし、算定の対象になる場合があります。

注４）　保育料で算定する際の税額は配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割の控除をする前の金額となります。

注５）　ひとり親世帯の方は、寡婦・ひとり親控除の申告漏れにご注意ください。

注６）　国の基準額が町の基準額より低い場合は、国の基準額が上限となります。

注７）　保育料は月単位です。欠席等により、通園日数が少ない場合でも１ヶ月分かかります。

注８）　施設によって、保育料のほかに各施設が集める主食費や雑費等が別途かかります。

注９）　保育料の滞納がある場合、児童手当から天引きさせていただく場合があります。

✧　保育料は、保育園は町に、認定こども園および小規模保育施設は園に納付いただきます。

✧　保育園の場合、保育料の納付は原則口座振替となっており、**振替日は毎月 27 日です。（休日の時は翌平日）**入園決定後は速やかに口座振替依頼書をご提出くださいますよう、お願いいたします。

◆給食費（主食費・副食費）について

町にお支払いいただく保育料のなかには、給食費が含まれています。令和元（2019）年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により、３歳以上の保育料は無償となりますが、食材料費は自宅で保育をする場合であってもかかる費用であることから、**給食費は無償化の対象外**となっています。そのため、３歳児クラス以降は、保育料は０円になりますが、給食費は引き続き保護者様のご負担となります。

公立の場合は町に、私立の場合は施設に給食費をお支払いください。なお、金額や支払方法は施設により異なりますので、施設にご確認ください。

※公立の場合、給食費の納付は原則口座振替となっており、**振替日は毎月 27 日です。（休日の時は翌平日）**

◆保育料・給食費の減免について

保育料の減免

（１）同一世帯から保育施設、幼稚園に入園している児童がいる世帯の保育料は、最年長の入園児童から順に２人目は基準額の半額、３人目以降については無料となります。
また、市町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯については、第１子の年齢に関わらず、第２子は基準額の半額、第３子以降は無料となります。　（ただし、一定の収入があり、親の扶養から外れる場合の子は算定対象としてカウントしません。）

（２）ひとり親世帯・障害世帯等に該当し、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯の場合、第１子は基準額の半額、第２子以降は無料となります。

（３）ひとり親世帯・障害世帯等で、（２）の対象外の世帯は、基準額の半額になります。

（４）町では、２人以上の児童を育てている世帯に対し、第２子以降の保育料を免除する事業を実施しています。免除を受ける場合は申請書の提出が必要です。

※離婚等のために、年度途中に減額・免除の該当となる場合には、家庭状況変更届を提出した翌月からの保育料が変更となります。

（注意１）第１子として数えるのは、以下のいずれかに該当する方です。
- 18 歳になる年度末までの方
- 保護者が扶養している大学生等については、22 歳になる年度末までの方
- 障がい者手帳を持つ場合、20 歳になる年度末までの方

（注意２）延長保育料や行事費等の各施設が保護者に実費徴収する費用は減免の対象外です。

給食費（副食費）の減免

上限額については、発行日時点での金額であり、今後変更となる場合がございます。

（１）年収360万円未満相当（一般世帯の場合は市町村民税所得割合算額が57,700円未満、ひとり親世帯等の場合は市町村民税所得割合算額が77,101円未満）世帯の児童と、すべての世帯の第３子以降の児童については、月額上限5,100円までが減免となります。

（２）（１）の対象外の世帯の児童は、月額上限4,900円までが減免となります。（減免上限額は年度により異なる場合があります。詳細は入園後お知らせします。）

保育料と同様、４～８月分については前年度の、９～３月分については当年度の課税状況によって決定します。給食費（副食費）の減免の判定結果については、こどもみらい課から別途通知します。給食費（副食費）の減免にあたり申請は不要です。また、減免は原則として現物給付（町から施設へ直接給付）のため、減免後の差額を施設にお支払いください。

◆保育料・副食費無償化の対象

	保育料	副食費
第１子	有料※1（ひとり親世帯・障害世帯等の場合は基準額の半額）	**無料**※2
第２子	**無料**	**無料**※2
第３子	**無料**	**無料**

※１　世帯の課税状況により無料になることがあります。
※２　減免上限額あり。入園施設によっては、保護者負担が発生する場合があります。

（９）入園後の注意点

保育施設は、保護者が就労や病気、介護等『保育を必要とする事由』に該当すると認められた場合に、保護者に代わって保育をする施設です。「しつけのため」「集団保育を経験させたい」等の理由では、利用することができません。そのため、『保育を必要とする事由』に該当しなくなった場合は、**原則として退園**になります。

『保育を必要とする事由』が変更した場合は、その都度、届出が必要となります。変更事由に該当する場合は、速やかにこどもみらい課または在籍している保育施設に連絡のうえ、必要書類を提出してください。提出した書類に虚偽（実態と異なること）が判明したときは、退園となる場合がありますので、ご注意ください。

変更事由		説明	必要書類
1	**就労先が変わった** **就労時間が変わった**	就労先や就労時間が変わった場合、認定区分の変更（標準時間または短時間）の有無により提出書類が異なります。 ＊認定区分の変更がある場合・・・（ア）、（イ） ＊認定区分の変更がない場合・・・（イ）のみ	（ア）支給認定申請書 （イ）就労証明書
2	**仕事をやめた**	保育を必要とする事由がなくなるため、原則として仕事を辞めた（退職した）月末で退園となります。 ＊退職後、保育の必要がないとき・・・（ウ）のみ ＊退職後も保育の必要があるとき 求職活動する場合 ⇒ ６：求職活動欄へ 妊娠・出産の場合 ⇒ ４：妊娠欄へ ★そのほかの事由に新たに該当する場合は、P3 の保育を必要とする事由の表を参考に必要書類を提出してください。	（ウ）保育実施解除届
3	**家族構成が変わる** **（結婚）**	結婚により新しく保護者となった方に関する書類の提出が必要です。 該当者が就労以外の理由で保育を必要とする場合は、その事由を証明する書類を提出してください。 これまで、ひとり親世帯として保育料（副食費）を算定していた場合、結婚の翌月から金額が変更となる場合があります。	（ア）支給認定申請書 （イ）就労証明書 （エ）家庭状況変更届 ※（イ）は該当者のみ
	（離婚）	離婚後の世帯に関する書類の提出が必要です。 離婚成立後、書類提出の翌月分から保育料が再算定されます。ひとり親家庭となる場合は、家庭状況変更届の提出が必要です。 **★離婚成立前でも、調停中やDVといった場合は、公的な書類があれば離婚成立と同等にみなす場合がありますので、こどもみらい課へご相談ください。**	（ア）支給認定申請書 （エ）家庭状況変更届
	（そのほか世帯員の変更）	祖父母と同居することになり世帯人数が増えた、親族が死亡した、単身赴任により父のみ転出した、等の理由で世帯構成員が変更になったときには、家庭状況変更届が必要です。	（エ）家庭状況変更届
4	**妊娠・出産** **（育休を取得する場合）**	育休期間中は上の子の認定が短時間になります。 上の子は、下の子が満１歳を迎える年度末まで保育可能です。	（ア）支給認定申請書 （イ）就労証明書（育休期間の記載があるもの）
	（妊娠で退職し、その後出産する場合）	出産予定月前月から数えて４か月後の月末で、退園となります。	（ア）支給認定申請書 （カ）母子手帳の写し
5	**引っ越しする** **（町内）**	速やかに家庭状況変更届を提出してください。	（エ）家庭状況変更届
	（町外）	住民票を異動した（転出した）当月末で退園となります。 ただし、当年度末までは希望により現在の園に継続して通うことができますので、前もってこどもみらい課と保育園へご連絡ください。転出先の自治体で広域入所の申込が必要となります。	（ウ）保育実施解除届
6	**求職活動をする**	退職後（新規入園の場合は入園後）90 日以内に就労する必要があります。 就労しなかった場合や、月 48 時間（平日週 3 日以上）の就労条件を満たさなかった場合は退園となります。	（ア）支給認定申請書 （キ）求職中であることがわかる公的書類の写し （ク）申出書

（10）支給認定申請書兼施設利用申込書（様式）

※申し込み時にコピーしてお使いいただけます。（P16、17【両面コピー】）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書

（ 新規 ・ 変更 ・ 継続 ）

年　月　日

高根沢町長　様

保護者氏名　　(※)

(※)本人が手書きしない場合は記名押印してください。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請（又は現況を報告）します。また、町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯（生計）者を含む）及び世帯情報を閲覧することや、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

変更箇所

	氏　名	生年月日	性別	個人番号（マイナンバー）
申請児童	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	年　月　日生 （　　歳） ※年齢は入園年度の4月1日現在	男・女	認定者番号 ※すでに支給認定を受けている場合

□ 保護者 住所・連絡先	（住所）〒			
	電話番号 （自宅）		※日中連絡が取れる番号を全てご記入ください。	
	父携帯		母携帯	
	入園する年の1月1日現在の住所 （入園月が1～3月の場合は、前年1月1日の住所）	高根沢町内　・　高根沢町外 町外の場合は、市区町村名まで記入⇒（　　）		
保育の希望の有無（※）	有　：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育園等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む）			
	無　：幼稚園等の利用を希望する場合（保育園等と併願の場合を除く）			

（※）・「保育園等」とは、保育園、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」の場合は①及び②（期間欄と施設名欄のみ）に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況　※申込時点における最新の状況を記載してください。

□

区分	（フリガナ） 氏　名	児童との続柄	生年月日	性別	職業・ 学校名等	同居・別居 個人番号（マイナンバー）
児童の世帯員	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		年　月　日	男・女		同居・別居
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		年　月　日	男・女		同居・別居
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		年　月　日	男・女		同居・別居
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		年　月　日	男・女		同居・別居
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		年　月　日	男・女		同居・別居
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		年　月　日	男・女		同居・別居
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		年　月　日	男・女		同居・別居

□	ひとり親世帯等の有無	非該当 ・ 該当（ □ひとり親世帯　□在宅障害児（者）のいる世帯 ） ⇒対象者名（　　） 障害者手帳（ 有 ・ 無 ） ※有の場合は写しを添付
□	生活保護の適用の有無	適用無し ・ 適用有り（　　年　月　日保護開始）

②利用を希望する内容等

変更箇所

利用を希望する期間	年　月　日から	□ 就学前まで □　年　月　日まで		
□ 利用を希望する曜日・時間・区分	利用曜日（○をつけてください）	利用時間	利用区分	
	月・火・水・木・金・土 不定期（平均週　日）	時　分 から 時　分 まで	□ 標 準 □ 短時間	※就労の場合、保護者の月平均労働時間が120時間以上の場合は【標準】、48～120時間未満の場合は【短時間】にチェックしてください。但し、120時間未満の労働時間であっても、通勤時間や勤務形態の都合等で【短時間】認定が難しい場合は、こどもみらい課へご相談ください。
□ 利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由			
	第1希望　（希望理由）			
	第2希望　（希望理由）			
	第3希望　（希望理由）			
	※第3希望までの施設に空きがなく、別施設の空きがあった場合は紹介を希望しますか。 （ はい ・ いいえ ）　⇒『はい』を選んだ方は、紹介を希望する施設に○をつけてください。 にじいろ / ひまわり /こばと / 空と大地 / たから / 陽だまり / たかねざわ / ゆうゆうランド / あいランド / おとぎ			

③保育の利用を必要とする理由等　（幼稚園等での教育を希望する場合は記入不要です）

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育園等において**保育の利用を希望する場合**に記入して下さい。
また、それぞれの**理由を証明できる書類を添付**してください。（必要な書類は別紙「記入上の注意」をご参照ください）

□ 保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	
		□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □虐待やDVのおそれ □育休取得中で保育利用中の子ども □その他（　　） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） （　　）	
		□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □虐待やDVのおそれ □育休取得中で保育利用中の子ども □その他（　　） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） （　　）	

④入園に関する意向等　　※新規入園申込の方のみ記入してください。

□ その他の状況	※申込理由が「就労」または「求職活動」の方のみにお伺いします。 入園できない場合は、どのようにお考えですか。	就労	□ 育児休業を取得（延長）し、空きが出るまで待機する ※年度途中に空きが出て入園できた場合、育休を短縮し職場に復帰することが必要になります □ 育児休業を取得（延長）し、今年度は入園しない □ 入園できなくても職場に復帰し、空きが出るまで待機する □ 今年度の申込を取り下げる（次年度に改めて申込む）
		求職活動	□ 入園できなくても、求職活動を継続する □ 入園できたら、求職活動を開始する（入園できるまでは求職活動をしない） □ 今年度の申込を取り下げる（次年度に改めて申込む）
	※きょうだい同時に入園の申込をする方にのみお伺いします。 きょうだいが同じ保育施設に入園できない場合はどのようにお考えですか。		□ 1人だけでも入園することを希望する □ 同時入園ならきょうだいが別々の園でも入園する （入所時期が同時であることを優先する） □ きょうだいが同時に同じ園に入園できるまで待機する （年度末まで毎月審査を希望する） □ 今年度の申込を取り下げる（次年度に改めて申込む）

以下は記入不要です。

＊町記載欄

受付年月日	年　月　日	認定年月日	年　月　日	認定者番号	
認定	支給（入所）	利用期間	保育料未納	認定区分等	
可・否	可・否	自　年　月　日 至　年　月　日	□有 □無	□1号 □2号 □3号 （□標 □短）	
備考					

支給認定申請書兼施設利用申込書（記入例）

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書

該当する申請内容に〇をつけてください。

（ 新規 ・ 変更 ・ 継続 ）

R〇年 〇〇月 〇〇日

高根沢町長　様

保護者氏名　高根沢　タンタン　（※）

（※）本人が手書きしない場合は記名押印してください。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請（又は現況を報告）します。また、町が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯（生計）者を含む）及び世帯情報を閲覧することや、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

変更箇所

	氏　名	生年月日	性別	個人番号（マイナンバー）
申請児童	（ﾌﾘｶﾞﾅ）タカネザワ　タロウ 高根沢　太郎	R〇年 〇〇月 〇〇日生 （ 0 歳） ※年齢は入園年度の4月1日現在	男・女	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 認定者番号 ※すでに支給認定を受けている場合

□ 保護者住所・連絡先	（住所）〒329-1225 高根沢町大字石末１８２５番地　改善ハイツＡ－１０１			
	電話番号（自宅）	028-675-〇〇〇〇	※日中連絡が取れる番号を全てご記入ください。	
	父携帯	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	母携帯	090-△△△△-△△△△
	入園する年の1月1日現在の住所 （入園月が1～3月の場合は、前年1月1日の住所）	高根沢町内 ・ 高根沢町外 町外の場合は、市区町村名記入⇒（ 栃木県宇都宮市 ）		
保育の希望の有無（※）	有 ： 保護者の労働又は疾病等の理由 （幼稚園等と併願の場合を含む			
	無 ： 幼稚園等の利用を希望する場合			

あてはまる方を〇で囲んでください。
住所が町外だった場合、入園希望月が4～12月のときは、**当年**1/1時点（1～3月のときは、**前年**1/1時点）の、市区町村名を記入してください。

（※）・「保育園等」とは、保育園、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
・「有」を〇で囲んだ場合は①～④に、「無」の場合は①及び②（期間欄と施設名

①世帯の状況　※申込時点における最新の状況を記載してください。

区分	（フリガナ） 氏　名	児童との続柄	生年月日	性別	職業・学校名等	同居・別居 個人番号（マイナンバー）
□ 児童の世帯員	（ﾌﾘｶﾞﾅ）タカネザワ　タンタン 高根沢　タンタン	父	S〇〇年 〇〇月 〇〇日	男・女	公務員	同居・別居 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
	（ﾌﾘｶﾞﾅ）タカネザワ　モモタン 高根沢　モモタン	母	S〇〇年 〇〇月 〇〇日	男・女	パート	同居・別居 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
	（ﾌﾘｶﾞﾅ）タカネザワ　アヤメ 高根沢　アヤメ	姉	H〇〇年 〇〇月 〇〇日	男・女	〇〇保育園	同居・別居 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
	（ﾌﾘｶﾞﾅ）タカネザワ　ヒバリ 高根沢　ヒバリ	祖母	S〇〇年 〇〇月 〇〇日	男・女	無職	同居・別居 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
	（ﾌﾘｶﾞﾅ）		年　月　日	男・女		同居・別居
	（ﾌﾘｶﾞﾅ）		年　月　日	男・女		同居・別居
	（ﾌﾘｶﾞﾅ）		年　月　日	男・女		

□	ひとり親世帯等の有無	非該当 ・ 該当（□ひとり親世帯　☑在宅障害児（者）のいる世帯 ） ⇒対象者名（ ヒバリ ） 障害者手帳（ 有 ・ 無 ）
□	生活保護の適用の有無	適用無し ・ 適用有り（　年　月　日保護開始）

生計を一にする同居（同世帯）の障害者がいる場合はこちらにチェックをつけてください。なお、該当者が施設に入所している、敷地は同じだが別世帯になっている等、別居の場合は非該当となります。

②利用を希望する内容等

変更箇所

	利用を希望する期間	R〇 年 〇月 1日から ☑ 就学前まで □ 年 月		
	利用を希望する曜日・時間・区分	利用曜日（〇をつけてください） 月・火・水・木・金・土 不定期（平均週 日）	利用時間 9 時 00分 から 17時 00分 まで	利用区分 ☑ 標 準 □ 短時間
	利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由 第1希望 〇〇保育園 （希望理由） 姉が入園しているため 第2希望 ▲▲保育園 （希望理由） 雰囲気が気に入ったため 第3希望 □△保育園 （希望理由） 通勤経路にあるため		

入園を希望する月を記入してください。入園は、**必ず1日付け**となります。

利用希望時間を24時間表記でご記入ください。

※就労の場合、保護者の月平均労働時間が120時間以上の場合は【標準】、48～120時間未満の場合は【短時間】にチェックしてください。

利用区分は、あてはまる方にチェックしてください。
別紙『記入上の注意』や『保育園入園のしおり』の保育を必要とする事由の表を参考にしてください。
預かる時間の長さのほか、保育料も異なります。

希望のあった施設のみ、審査（紹介）を行います。通園可能な範囲で複数希望をお勧めします。
希望施設数が多い（少ない）ということは入園審査に影響しません。

第3希望までの施設に空きがなく、別施設の空きがあった場合は紹介を希望しますか。
（ はい ・ いいえ ） ⇒『はい』を選んだ方は、紹介を希望する施設に〇をつけてください。
にじいろ / ひまわり / こばと / 空と大地 / たから / 陽だまり / たかねさわ / ゆうゆうランド / あいランド / おとぎ

□

る理由等 （幼稚園等での教育を希望する場合は記入不要です）

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育園等において**保育の利用を希望する場合**に記入して下さい。
また、それぞれの**理由を証明できる書類を添付**してください。（必要な書類は別紙「記入上の注意」をご参照ください）

	保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
		父	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職 □育休取得中で保育利用中の子ども □その他（ （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） 〇〇商事に勤務、月～金曜日、8:30～20:00、20日／月
		母	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □虐待やDVのおそれ □育休取得中で保育利用中の子ども □その他（ ） （具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など）） △△商店でパート勤務、月～金曜日、10:00～16:00、20日／月

「保育の希望の有無」が「有」の場合には、保育の利用を必要とする理由で当てはまるものについて、保護者ごとにチェックを入れ、それを証明できる書類を提出してください。（必要な書類は別紙「記入上の注意」をご参照ください）

保育の利用を必要とする具体的な状況（たとえば就労の場合は、父母の勤務状況等）をご記入ください。

④入園に関する意向等 ※新規入園申込の方のみ記入してください。

	その他の状況	※申込理由が「就労」または「求職活動」の方のみにお伺いします。 入園できない場合は、どのようにお考えですか。	就労	☑ 育児休業を取得（延長）し、空きが出るまで待機する ※年度途中に空きが出て入園できた場合、育休を短縮し職場に復帰することが必要になります □ 育児休業を取得（延長）し、今年度は入園しない □ 入園できなくても職場に復帰し、空きが出るまで待機する □ 今年度の申込を取り下げる（次年度に改めて申込む）
			求職活動	□ 入園できなくても、求職活動を継続する □ 入園できたら、求職活動を開始する（入園できるまでは求職活動をしない） □ 今年度の申込を取り下げる（次年度に改めて申込む）
		※きょうだい同時に入園の申込をする方にお伺いします。 きょうだいが同じ保育施設に入園できない場合はどのようにお考えですか。		□ 1人だけでも入園することを希望する □ 同時入園ならきょうだいが別々の園でも入園する （入所時期が同時であることを優先する） □ きょうだいが同時に同じ園に入園できるまで待機する （年度末まで毎月審査を希望する） □ 今年度の申込を取り下げる（次年度に改めて申込む）

設問の条件にあてはまる方のみ、回答してください。
条件にあてはまらない方は、回答は不要ですので、空欄のまま提出してください。
選択肢のなかにあてはまるものがない場合は、こどもみらいにご相談ください。

以下は記入不要です。

＊町記載欄

受付年月日	年 月 日	認定年月日	年 月 日	認定者番号	
認定	支給（入所）	利用期間	保育料未納	認定区分等	
可・否	可・否	自 年 月 日 至 年 月 日	□有 □無	□1号 □2号 □3号 （□標 □短）	
備考					

記　　入　　上　　の　　注　　意

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ現在入所中の保育施設に提出して下さい。
なお、その家庭から２人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに１枚の用紙に記入し提出して下さい。
認定の変更は、書類を提出した翌月から適用となります。

（表面）
1　「申請児童」の欄は「氏名」にフリガナを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
2　「保護者住所・連絡先」欄の（電話番号）については、連絡先が複数ある場合は全て記入して下さい。
3　「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入して下さい。
4　①「世帯の状況」の欄は、申請児童の両親及び同一世帯の親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「同居・別居」欄は該当するものを○で囲んで下さい。
ひとり親等の有無および生活保護適用の有無については、該当するものを○で囲むか、該当する□にチェック（☑）して下さい。

（裏面）
5　②「利用を希望する期間」の欄は、小学校に就学するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。
（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）
なお、保育園の入所は各月初日、退所は月末日付けになり、月途中の入退園はありません。
保育を必要とする事由が解消された場合は、希望する期間が満了する前に退園となることがあります。

6　裏面の③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合にのみ記入して下さい。

保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

【保育の必要性の認定基準】			
保育の必要性の認定を受ける場合は、世帯員のうち児童の両親（両親が不在の場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。			
保育が必要な事由		認定の有効期間※	必要な証明書等
(1)就労等	主に日中、家庭外・家庭内で仕事（日常の家事を除く）をするため ※平日週３日以上で１か月４８時間以上の労働	原則３年間 （満３歳の到達を境に区分の変更あり）	就労証明書
(2)妊娠・出産	出産の前後のため	出産予定月の前月から４か月間	出産予定日の分かるもの（妊娠届の写し・母子手帳の写し等）
(3)疾病・障害	病気、負傷、心身の障害のため	原則３年間 （満３歳の到達を境に区分の変更あり）	障害者手帳の写しまたは診断書等
(4)介護等	家庭に介護が必要な高齢者や障害者、病気により長期療養が必要な者がおり、日中のほとんどに介護・看病が必要なため	原則３年間 （満３歳の到達を境に区分の変更あり）	障害者手帳の写しまたは診断書等 （介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書の写し等）
(5)災害復旧	火災、風水害、地震などの被害により、その復旧の間のため	原則３年間 （満３歳の到達を境に区分の変更あり）	罹災証明書
(6)求職活動	求職活動（起業準備を含む）のため	認定から９０日を経過する日が属する月の末日まで	求職活動を証明する公的な書類（ハローワークの求職カード、雇用保険受給資格者証等の写し）及び申出書
(7)就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため	原則３年間 （満３歳の到達を境に区分の変更あり）	在学証明書
(8)虐待やＤＶのおそれ	児童虐待やＤＶ（配偶者からの暴力）のおそれがあり、家庭への支援が必要なため	原則３年間 （満３歳の到達を境に区分の変更あり）	※町こどもみらい課にご相談ください
(9)育休取得中で保育利用中の子ども	育児休業取得時に、すでに保育を利用している児童がおり、継続して保育が必要なため	育休取得の要件となった子（下の子）が満１歳に到達する年度末まで	就労証明書 ※証明書内№9，11，15，16の項目に記載のあるもの

※いずれの事由においても、保育が必要な事由が解消された時点で有効期間終了となります。また、年に１回、次年度の継続利用希望調査の際に、現況届の提出が必要となります。

7　③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、父母（父母が不在の場合には児童の面倒を見ている者）が児童を保育できない理由を、６の表（１）～（９）を参考に、該当する全ての□にチェック（☑）し、その具体的な状況を同欄に記入して下さい。
※具体的な状況について、例えば、
(1)に該当する場合…勤務先・就労の曜日・時間・月当たりの勤務日数
(2)に該当する場合…出産（予定）日
(3)に該当する場合…傷病名や治療見込期間、障害の程度等
(4)に該当する場合…介護が必要な高齢者の介護度や看護が必要な者の傷病名・治癒見込期間
(5)に該当する場合…災害の程度・復旧見込期間
(6)に該当する場合…ハローワークへの相談日・求職活動の状況
(7)に該当する場合…就学先・機関・時間・日数
(8)に該当する場合…（記入不要）
(9)に該当する場合…育休取得の期間・すでに保育を利用している児童名
を記入して下さい。

（留意事項）**【重要】**

支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、

・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
・希望者が多数いるため、希望する施設に入所できない場合
・保育の必要性の認定基準の該当事由により、利用期間の希望に添えない場合
・書類の提出日により、希望日からの認定ができない場合

があります。あらかじめご了承下さい。

（11）就労証明書（様式）※町ホームページからデータ（記載要領）をダウンロードできます。

就労証明書

宛

証明日	西暦　　年　　月　　日
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	—　　—
担当者名	
記載者連絡先	—　　—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日　　年　　月　　日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称
		住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☐　火 ☐　水 ☐　木 ☐　金 ☐　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		一月当たりの就労日数　月間　　日　一週当たりの就労日数　週間　　日
		平日　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		土曜　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		日祝　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		就労日数　☐ 月間　☐ 週間　　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　　年　　月　年月　　年　　月　年月　　年　　月 日／月　時間／月　日／月　時間／月　日／月　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中
		期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み
		期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　）
		期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　　年　　月　　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分　～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名　生年月日　年　月　日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名　生年月日　年　月　日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）
		児童名　生年月日　年　月　日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

（12）保育施設入園申込に関する調査票（様式）

※申込み時にコピーしてお使いいただけます。（P２２,２３【両面コピー】）

入園申込に関する児童の健康調査票

記入日：　　年　　月　　日

フリガナ		性別	生 年 月 日	現在の年齢
申込児童名			年　月　日	歳　ヶ月

妊娠期間（母子手帳記載）	出生時の体重	出生時の身長	現在の体重	現在の身長
週　日	g	cm	kg	cm

現在の保育状況	□ 親族が保育　⇒ 主な保育者　□ 母　□ 父　□ 祖父母（　方）　□ その他（　）
	□ 入園中　⇒ 施設名（　）

1 発達・発育状況

母子手帳を確認のうえ、乳幼児健診の結果にチェック☑（記入）をしてください。
未受診の場合にはその理由を（　）内に記入してください。
月齢が到達していない場合の未受診は記入不要です。

乳幼児健診	□ これまで全て受診　□ 未受診　【未受診の検診（　歳　か月検診）】 ⇒ 指摘事項　□ 無　□ 有（詳細：　）
発達相談	□ 無　□ 勧められたことがある　□ 受けたことがある 【「勧められたことがある」「受けたことがある」に☑した場合】　時期（　歳　か月頃　） 児童発達支援センター・発達相談等の利用　□ 無　□ 有　利用先（　）
発達に関する医療機関の受診	□ 無　□ 有　（医療機関名：　） 【「有」の場合】 診断名　□ 有　（診断名：　）　□ 無
手帳の有無	□ 無　□ 有 【「有」の場合】 手帳の種類に○を付け、（）内に等級等を記入してください。 身体障害者手帳（　級）・療育手帳（区分：　）・その他（　）

直近の健診を未受診の場合や、お子さまの発達に不安をお持ちの場合は、お子さまの面接が必要となる場合があります。

2 アレルギーの有無

□ 無　□ 有　（品目：　）

【症状・処方】（　）

3 持病や障害の有無

医科・歯科（虫歯など）を含めてご記入ください。

◆現在の健康状況　□ 健康　□ 通院中・病気療養中

【通院中・病気療養中の場合】（病名：　）

◆過去にかかった病気　□ 無　□ 有　⇒　「有」の場合は以下も記入

病名	□ 熱性けいれん　□ てんかん　□ 川崎病　□ その他（　）
病院受診時期	歳　か月頃から　歳　か月頃まで
現在の状況	□ 完治　□ 経過観察中

4 祖父母の状況

お子さまの祖父母の状況についてご記入ください。

申込するお子さまとの関係		年齢	住所（市区町村名まで）※別居している場合のみ記入	同居の状況	健康状態	職業等
父方	祖父	歳		敷地内同居（生計同・生計別） 別居・死亡・不明	普・弱・障	
	祖母	歳		敷地内同居（生計同・生計別） 別居・死亡・不明	普・弱・障	
母方	祖父	歳		敷地内同居（生計同・生計別） 別居・死亡・不明	普・弱・障	
	祖母	歳		敷地内同居（生計同・生計別） 別居・死亡・不明	普・弱・障	

☆裏面もご記入ください☆

5 お子さまの発達状況について、現在の月齢区分までの項目で、当てはまる項目全てに☑(記入)してください。

0歳	□ 首がすわる （　　か月）	□ ハイハイ （　　か月）
	□ 寝返り （　　か月）	□ つかまり立ち （　　か月）
	□ ひとり座り （　　か月）	□ 後追いをする （　　か月）
1歳	□ 伝い歩き （　歳　か月）	□ あやすとわらう
	□ 音楽や音に合わせて体を動かす	□ 簡単な言葉(おいで ・ ちょうだい など)が分かる
	□ 欲しいものを指さして知らせる	□ 人見知りをする
1歳6カ月	□ ひとり歩き （　歳　か月）	□ 簡単な指示を理解できる(ごみポイしてきて など)
	□ 後ろから名前を呼ぶと振り向く	□ ○○はどれ？と聞くと指さしをする
	□ ママ・ブーブーなど意味のある言葉を話す	□ 他の子と関わりをもって遊ぶ
2歳	□ スプーン(はし)を使って自分で食べる	□ 2語文を話す(おやつ ちょうだい ・ ママ だっこ など)
	□ 友達と触れ合うことを好む	□ 走る・両足で跳ぶ・押す・引っ張るなど全身で遊べる
	□ 大人のしぐさのまねをしたりごっこ遊びを楽しむ	
3歳	□ 大小・長短・色が分かる	□ 話しかけられた人と目を合わせる
	□ 自分の名前が言える/名前に反応する	□ 手を使わず一人で階段を上る
	□ 言葉のやり取りが成立する	□ 常におむつを使用 □ 夜・昼寝中のみおむつを使用
	□ 3語文を話す(パパ くつ はく・おっきい しろい いぬ)	□ 排泄を教える ⇒ （ □ 事後報告 □ 予告できる ）
4～5歳	□ 排泄(おしっこ)をひとりでする	□ 理由もなく突然叩いたり、かみついたり奇声をあげる
	□ 衣服の着脱が一人でできる	□ 特定のことだけにこだわりがある
	□ 友達とルールのある遊びをする(じゃんけん・鬼ごっこ)	(数字・図形・水遊び・食べ物・回るもの など)
	□ 簡単な指示を理解できる	□ 人に触られる・大きな音などを極端に嫌がる
	□ 危険な行為を、大人の表情や言葉かけでやめられる	□ 他の子どもや周囲に関心を示す(関わりを持てる)

6 予防接種を行っていますか。

□ 申込時点で接種可能な全ての定期予防接種を接種済

□ 未接種あり ⇒ （ □ 今後接種予定 □ 接種予定なし ）

定期予防接種の参考
5種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブ) ・ロタウイルス ・肺炎球菌 ・B型肝炎
BCG ・MR(麻しん 、風しん) ・水痘(水ぼうそう) ・日本脳炎
※インフルエンザ、おたふくかぜは任意接種です

7 お子さまの健康面や発達面で気になることはありますか。

□ 無 □ 有 ⇒ 「有」の場合は以下も記入

□ 言葉の遅れ □ コミュニケーションが苦手 □ 落ち着きがない
□ こだわりが強い □ 疾患があり集団生活が心配 □ その他(　　)

8 その他、お子さまに限らず保育園にお伝えしたいことはありますか。

(例)宗教上の理由で食べられない食材があるので配慮を希望する。気になるくせや行動(○○のようなこと)がある。
お気に入りの○○がないと、パニックをおこしやすい。気に入らないことがあると、かんしゃくをおこしやすい。 など

＜留意事項＞
※記載いただいた内容の確認等のため、こどもみらい課よりご連絡させていただく場合があります。
※記載内容と事実の相違があった場合には、入園(内定)を取り消すことがあります。
※内定した施設に情報提供させていただきます。
※本調査票は、入園調整並びにその後の保育施設での生活に役立てることを目的としています。

（13）保育施設入園までの事前準備について



入園希望月をきめよう！

月　入園

☆慣らし保育期間を含めて考えましょう。

申込の期日を確認しよう！

月　　日まで

☆申込のタイミングがいくつかあります。

見学に行ってみよう！

月　　日

☆施設に電話予約が必要です。

必要な書類を準備しよう！

月　　日

☆就労理由の場合は申込日から３か月以内に発行された就労証明書が必要です。

申込をしよう！

月　　日

☆一斉受付（11 月）は予約が必要です。

★見学時のチェックポイント★

□保育施設までの距離は通える範囲か
（通園経路で不安はないか？）

□保育園の方針
（園での過ごし方？どんな活動？）

□食事
（お弁当の日がある？アレルギー食の対応？）

□持ち物
（オムツ？お布団？）

□行事
（年間行事？親の参加？土日に開催？）

□体制
（クラスの人数？先生の人数？）

□費用
（保育料以外にかかる費用？）

□その他
（気になっていること）



メモ

（14）入園実施基準・調整指数（利用調整基準）

高根沢町保育園入園実施基準指数（別表１）

区分	保護者の状況			指数
就労	月160時間以上の就労を常態			10
	月140時間以上の就労を常態			9
	月120時間以上の就労を常態			8
	月100時間以上の就労を常態			7
	週3日以上かつ月80時間以上の就労を常態			6
	週3日以上かつ月64時間以上の就労を常態			5
	週3日以上かつ月48時間以上の就労を常態			4
妊娠・出産	出産等	出産月を含む出産前後2か月以内のもの （切迫流産などは疾病として扱う）		7
疾病	入院	おおむね1か月以上の入院		10
	居宅療養	常時病臥	疾病のためおおむね1か月以上の常時病臥	10
		精神疾患	重度の症状	10
			上記以外	8
		一般療養	常時病臥にはならないが安静を要する	7
			上記以外	5
障がい	身障者手帳を有し、1・2級			10
	身障者手帳を有し、3級			6
	身障者手帳を有し、4級以下			4
親族の介護・看護	入院・施設等への付き添い（就労指数を準用）			4～10
	居宅介護	常時病臥の高齢者・重度心身障がい者等の常時介護		10
		常時観察と介護（食事・排泄・入浴等）を必要とする場合		8
		上記以外の程度		5
災害復旧	災害等で損なわれた居宅等の復旧に当たる場合			10
求職活動	求職活動中（起業準備を含む）のため、外出することを常態としている （ハローワーク受付票等、活動実績がわかる根拠資料の提出がある場合）			3
	上記以外の場合			2
就学・技能習得	就学・技能習得のため保育にあたれない場合（就労指数を準用）			4～10
虐待・DV・里親委託	虐待・DVのおそれがあり、社会的養護が必要な場合			10
育児休業取得中	育児休業取得時に既に保育を利用している子がいて、継続利用が必要である場合（就労指数を準用）			4～10
不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等			10

高根沢町保育園入園実施基準調整指数（別表２）

区分	その他勘案すべき事項		
児童の状況	父または母が仕事をしながらみている（同伴就労）		+1
	企業内託児施設で保育中		+1
	祖父母以外の親類に日々依頼		+1
	他人に日々依頼		+2
	認可外保育施設に入園中（就労等により家庭での保育ができず一時預かりを継続的に利用している場合を含む）		+1
	産後休業、育児休業からの復職に合わせて入所予定		+2
	転入による入所希望（転入元で認可保育施設に在園していた場合に限る）		+2
	地域型保育事業の卒園児	連携施設への入園希望の場合	+5
		連携施設以外の施設へ入園希望	+3
	家に置いておく（放任）、他所へ預けたままの状態		+3
	児童に障害があり、優先的に集団の保育を受けることが望ましい場合		+5
きょうだいの状況	兄弟姉妹が保育施設へ入園中、同じ保育施設の利用を希望する場合		+3
	兄弟姉妹や多胎児等、2人以上を同時入園申込する場合		+2
生計中心者の失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		+1
世帯の特殊事情 （重複しないこと）	両親がいない		+5
	ひとり親家庭		+3
	生活保護世帯		+3
	父母のいずれかが単身赴任等で町外に居住		+1
保育士等の子ども	保護者が保育士・保育教諭・幼稚園教諭・放課後児童クラブの指導員として、町内の事業所で就労予定		+2
保育料未納者	在園児（または卒園児）の保育料・副食費に滞納があり、納付相談に応じない又は納付約束を履行しない場合		−10
	上記以外で在園児（または卒園児）の保育料・副食費に滞納がある		−3
内定辞退	過去1年以内に、正当な理由なく、内定を辞退したことがある場合		−8

※ 選考にあたっては父母の実施基準指数（別表1）と調整指数（別表2）の合計点数を基本とし、総合的に審査・決定します。
※ 同点数の場合は、別表1の点数が高い方を優先します。
※ 入園必要度が同程度の場合には、低所得世帯を優先します。
※ 保育を必要とする事由に複数該当する場合は、指数の高いものを採用します。



問い合わせ先

こどもみらい課

〒３２９－１２１７

高根沢町大字太田 746 番地３

（旧 JA しおのや高根沢地区営農経済センター）

℡０２８－６７５－６４６６

http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/